

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における
公的研究費の使用に係る行動規範

(平成 27 年 10 月 1 日制定)

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という）は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費の使用に当たり、教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

(法令の遵守)

1 本学の教職員は、公的研究費は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守する。

(適正な使用)

2 研究者等は、研究計画に基づいて公的研究費を計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、効率的かつ適正な事務処理を行うことに努める。

(管理・監査体制)

3 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な実行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。

(ルールを理解)

4 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに係る研修等に積極的に参加し、法令等の知識を習得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。

附則

この行動規範は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。